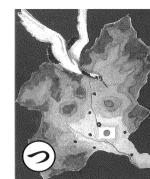




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年1月23日(火) 第9568号

目次

ページ

告 示

- 保安林の指定施業要件の変更予定(森林保全課) 2
- 同 2
- 道路の区域変更(道路管理課) 3
- 道路の供用開始(同) 3

公 告

- 土地の試掘等の許可に係る意見陳述の機会の付与(監理課) 3
- 都市計画区域区分変更の県原案(都市計画課) 4
- 公聴会の開催(同) 4
- 開発工事の完了(建築課) 5

選挙管理委員会告示

- 政治団体の名称等 6
- 政治団体の異動事項 6
- 政治団体の解散届出 8
- 資金管理団体の名称等 8
- 資金管理団体の異動事項 8
- 資金管理団体の指定の取消し等 9

落 札

- 落札者等の決定(群馬産業技術センター) 9

■ 告 示

◎群馬県告示第18号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成30年1月23日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 利根郡片品村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び片品村役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第19号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成30年1月23日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 渋川市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び渋川市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年1月23日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	前橋安中富岡線	富岡市下黒岩字老丁田630番の1地先から同市同字同608番の1地先まで	前	10.5～13.7	85.7
			後	10.5～17.0	85.7

◎群馬県告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県富岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年1月23日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	前橋安中富岡線	富岡市下黒岩字老丁田630番の1地先から同市同字同608番の1地先まで	平成30年1月23日

■ 公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第14条第1項の規定による試掘等（以下「試掘等」という。）の許可を与えようとするので、同項の規定により、次のとおり土地の所有者及び占有者に意見を述べる機会を与える。

平成30年1月23日

群馬県知事 大澤 正 明

1 許可を与えようとする試掘等

- (1) 起業者の名称 群馬県
- (2) 事業の種類 一般県道下里見安中線（西毛広域幹線道路高崎安中工区）道路建設工事
- (3) 試掘等を行う目的 事業の準備のための測量及び地質調査
- (4) 試掘等を行う地点 安中市下秋間字勝負沢4820番
- (5) 試掘等に必要土地の種類及び面積 山林 440㎡
- (6) 障害物の種類及び数量 立木等一式 440㎡

(7) 試掘等の方法及び範囲

ア 方法 ボーリング調査（直径66mm、オールコア、深さ10m×3箇所及び深さ15m×1箇所）並びに資材搬入用運搬道路及び給水仮設の設置

イ 範囲 図面に表示する範囲

(8) 試掘等を行う期間 平成30年2月9日から同年3月31日まで

2 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成30年2月6日

(2) 提出先 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部監理課用地対策室用地指導係
図面は省略し、群馬県県土整備部監理課用地対策室に備え置く。

太田都市計画区域区分について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

平成30年1月23日

群馬県知事 大澤 正 明

太田都市計画区域区分を次のように変更する

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分 次の区域を新たに市街化区域に編入する。

(1) 新田東部工業団地第二地区 面積約19.5ha 太田市脇屋町及び新田小金井町の各一部

(2) 境北部工業団地第二地区 面積約6.8ha 太田市新田上中町、新田溜池町、新田大町及び新田大根町の各一部

2 人口フレーム 人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる。

区 分	年 次	平成22年 (基準年)	平成32年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口		483.2千人	おおむね459.5千人
市街化区域内人口		341.9千人	※ おおむね324.1千人
配分する人口		—	おおむね325.8千人

※ 平成32年における市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口を想定しない。

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、太田都市計画区域区分に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成30年1月23日

群馬県知事 大澤 正 明

1 開催期日及び場所 平成30年2月15日（木）午後1時30分から 太田市役所10階政策推進会議室

2 作成しようとする都市計画の案 太田都市計画区域区分の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県太田土木事務所及び太田市都市政策部都市計画課において、平成30年1月23

5	佐波郡玉村町大字上之手1374-1、1374-2	佐波郡玉村町大字下新田611番地 高橋宏明
6	邑楽郡板倉町大字下五箇字上五箇1747、1747-2、1753-2、1754、1754-2、1747先	邑楽郡板倉町大字下五箇1747番地 株式会社小池鉄工 代表取締役 小池敏郎
7	邑楽郡千代田町大字舞木字富士原791-2	栃木県佐野市大橋町1663番地21 プリリアントE 坂原秀樹、坂原久美子

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成30年1月23日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	届出年月日		
高橋宜隆後援会	高橋宜隆	高橋奈津美	伊勢崎市寿町60-2
	平成29年12月26日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成30年1月23日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
民進党群馬県第1区総支部	主たる事務所の所在地	前橋市総社町総社2905-5	前橋市朝日町4-18-21	平成29年12月11日
	代表者の氏名	黒澤孝行	宮崎岳志	平成29年12月11日

	会計責任者の氏名	本郷高明	青木和也	平成29年12月11日
	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	平成29年12月11日
民進党群馬県第2区総支部	代表者の氏名	田村幸一	石関貴史	平成29年12月4日
	会計責任者の氏名	山越清彦	田村幸一	平成29年12月4日
	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	平成29年12月4日
民進党群馬県第2区総支部	代表者の氏名	大澤映男	田村幸一	平成29年12月15日
民進党群馬県第3区総支部	主たる事務所の所在地	太田市藤久町921-1	太田市由良町300-1	平成29年12月11日
	代表者の氏名	黒澤孝行	長谷川嘉一	平成29年12月11日
	会計責任者の氏名	笠原英男	木村和子	平成29年12月11日
	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	平成29年12月11日
民進党群馬県第4区総支部	代表者の氏名	黒澤孝行	不破弘樹	平成29年12月11日
	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	平成29年12月11日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
久保田裕一後援会	会計責任者の氏名	久保田久美子	森田久美子	平成29年12月22日
ごんだ昌弘後援会	主たる事務所の所在地	館林市日向町970-32	館林市日向町984-9A-10	平成29年12月12日
白石さと子後援会	代表者の氏名	茂木誠二	武藤良男	平成29年10月1日
星野まり子後援会	会計責任者の氏名	星野まり子	星野一敏	平成29年12月26日
村山としあき後援会	代表者の氏名	村山俊明	卯月好文	平成29年12月1日

◎群馬県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成30年1月23日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
笠原のりゆき後援会	笠原則孝	平成29年12月25日
河内初光後援会	二渡貞衛	平成29年1月1日
日本一の村づくりの会	星野学	平成29年11月25日
星野千里後援会	星野学	平成29年11月25日
星野まり子後援会	星野まり子	平成29年12月26日
源会	川島源一	平成29年12月24日

◎群馬県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成30年1月23日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
村山俊明	大泉町長	村山としあき後援会	邑楽郡大泉町城之内2-11-20	平成29年12月1日

◎群馬県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項の規定により届出のあった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成30年1月23日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

法第19条第3項第3号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
権田昌弘	ごんだ昌弘後援会	主たる事務所所在地	館林市日向町970-32	館林市日向町984-9A-10	平成29年12月12日

◎群馬県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第19条第3項の規定により資金管理団体でなくなった旨の届出のあった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成30年1月23日

群馬県選挙管理委員会委員長 松本修平

法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
川島源一	源会	平成29年12月24日
星野まり子	星野まり子後援会	平成29年12月26日

■ 落札

次のとおり落札者を決定した。

平成30年1月23日

群馬県立群馬産業技術センター所長 宮下喜好

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 高分解能計測用X線CTシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立群馬産業技術センター 群馬県前橋市亀里町884番地1
- 3 落札者を決定した日 平成29年12月26日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社新井商会 群馬県高崎市貝沢町622番地
- 5 落札金額 69,076,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成29年11月10日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111